

## 様式2

### 不利益処分に係る処分基準

処 分 の 名 称	薬局、薬局製造販売医薬品の製造業、医薬品の販売業、高度管理医療機器等若しくは管理医療機器の販売業若しくは貸与業又は再生医療等製品の販売業の構造設備の改善命令又は施設の使用禁止命令	
根拠条例・規則等名	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律	
条 項	第72条第3項、第4項	
所 管 部 課	保健衛生局 保健所 環境薬事課 (電話：048-840-2235)	
処 分 基 準	基 準 (未設定の場合はその理由)	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律の規定による許可の取消し及び業務停止の処分取扱い要領
設定等年月日	平成14年4月1日設定 令和4年12月1日最終改正	
備 考		